

総合会計 事務所ニュース

2010年7月 No.157

発行元

㈱総合会計 金巨功税理士事務所

TEL:083-973-8336 FAX:083-973-8337 HP:<http://www.sogo-k.net>

〒754-0014 山口市小郡高砂町8番11-201号

中小企業は社会の主役です

～政府が「中小企業憲章」を閣議決定しました～

先月18日、政府は念願の「中小企業憲章」を閣議決定しました。この憲章は私が所属する中小企業家同友会が7年前から取り組んできたもので、さまざまな提言が取り入れられた中身となっています。

憲章は、「前文」「基本理念」「基本原則」「行動指針」「結び」の5つから構成されています。

前文・・・「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。～政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もっと、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。」とし、全企業の99.7%が中小企業、働く人の7割がそこで働いている事実を「社会の主役である。」と高く評価しています。

基本理念・・・「～中小企業は、国家の財産ともいふべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。～」と、過去の大企業中心政策の偏りに対する反省と中小企業への期待を謳っています。

基本原則・・・「セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する。」などの5項目を挙げています。また、政策を実施するに当たっては、「～中小企業の声을聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる。～政府一体となって取り組む。」とし、中小企業の立場を政府が後押しすることへの決意を表明しています。

行動指針・・・「中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する」「人材の育成・確保を支援する」「中小企業向けの金融を円滑化する」など8つの具体的な指針をあげています。

結び・・・「～変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。」との決意で締めくくられています。

この憲章は大変画期的なものだと思います。これが「絵に描いた餅」にならないように、国会決議にしていくこと、省庁横断的な首相直属の「中小企業支援会議」を設置すること、そのための中小企業担当大臣を設置すること、などのさらなる運動が必要です。またこの憲章をきっかけに、社会的弱者としての「光を当てる中小企業」という存在から、わが国の成長と発展には欠かせない存在としての「光輝く中小企業」へ質的に転化できるよう、私も微力ながら努めていきたいと思ひます。

㈱総合会計 所長 金巨 功

～経営理念～

- 一、私たちは、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にする税制の実現をめざします。
- 一、私たちは、税務・会計・経営のエキスパートとして、中小企業のよりよきアドバイザーになることをめざします。
- 一、私たちは、みんなで創造し、みんなで分かち合い、みんなで成長しあえる事務所になることをめざします。
- 一、私たちは、地域にあてにされ、地域に貢献し、中小企業が光となるような社会をめざします。

注目!! 中小企業支援策

先月号も税制改正についてお伝えしましたが、今回は、中小企業を経営する方が知っていて得する改正に絞ってお届けします。

中小企業優遇関係の政策はほぼ継続することや、小規模企業共済制度・中小企業退職共済制度・倒産防止共済の拡充が挙げられます。共済関係は特にこの機会に知って頂ければと思います。(他の重要だと思われる改正点は、事務所ニュース 2010 年 1 月号、4 月号、6 月号に掲載しておりますので、ご参照下さい。)

・中小企業の優遇政策で継続されるもの

年間交際費 600 万円までの 90% 損金算入
少額減価償却資産 (1 単位当たり 30 万円未満) の
年間 300 万円までの一括損金算入 (所得税も同様)
中小企業投資促進税制の 2 年延長 (所得税も同様)

なお、それぞれの共済制度の省令改正、
共済法が成立に併せて適用となります。

・小規模企業共済制度の拡充

この制度は、経営者のための役員退職金の積み立て制度です。個人事業主の廃業や引退時の生活資金などを確保する有効な制度です。

従来は、従業員が 20 人 (商業、サービス業は 5 人) 以下の会社役員と個人事業主のみが対象でしたが、今回の改正により、加入対象者に「共同経営者 (配偶者・後継者等)」が追加されました。

小規模企業共済は、その全額が所得控除の対象となり、給付を受ける際は退職金扱いとなり、課税上優遇されています。

個人事業の場合は家族が一体となって事業を行っていることが多いため改正に至りました。加入対象者が追加されたことで、個人事業においても、より中長期の生活設計プランが立てられるのではないのでしょうか。

・中退共の拡充

中退共 (中小企業退職共済制度) とは、毎月掛金を支払うことにより、従業員の退職時に従業員に直接退職金が支払われる制度です。

掛金は、**全額必要経費又は損金に算入**されます。

今回の改正で、**同居親族のみを雇用する事業の従業員も加入対象者に追加**されました。

節税対策

たとえば従業員が妻と子どものみで事業を営んでいる場合、掛金は全額、毎期事業に対する経費となります。そして奥様などの退職時には、奥様は退職所得として低い税率で退職金の取得ができますので、高い税率の事業所得を毎期繰り延べて、結果として低い税率で退職金の取得ができることとなります。

・倒産防止共済の拡充

中小企業倒産防止共済とは

あらかじめ掛金を払うことにより、取引先が倒産した場合には掛金総額の 10 倍までの貸付を無利子・無担保・無保証で受けられる制度

掛金は全額必要経費又は損金算入。 **節税対策**

不測の事態に多額の借入が可能。 **連鎖倒産の防止**

40 ヶ月以上掛金を支払い、一度も共済から貸付を受けていない場合に解約したときには、全額戻ってくる。

(貸付後は、貸付額の 10 分の 1 の額が控除されます)

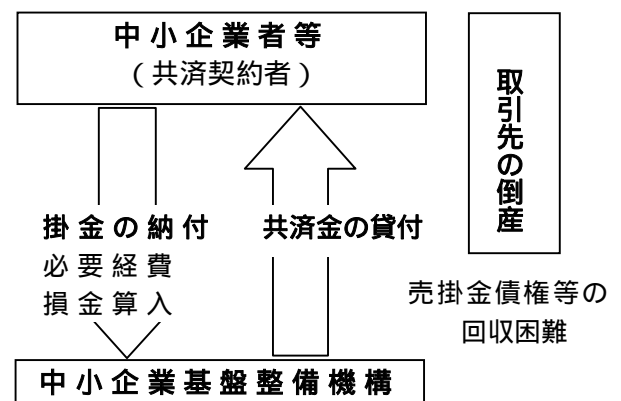
改正点

借入限度額の引上げ

総額 3,200 万円 8,000 万円

必要経費又は損金算入できる掛金の限度額の引上げ

月額 8 万円 20 万円



事例 Q & A

Q . 社内の数人で手がけたプロジェクトが無事終了し、当日参加できる数名が打ち上げで飲みに行くというので会社がその金額を負担することになりました。経理処理としては、プロジェクトに関わった者の慰労も兼ねていることから「福利厚生費」で処理しようと考えていたのですが、このような場合は法人税法上の「交際費」に該当する場合もあると聞きました。

忘年会など社内で飲み会を開くような場合には、これまで「福利厚生費」として処理してきたのですが今回の処理としてはどのようにするのが正しいのでしょうか？

A . 今回の場合は、経理処理のいかに問わず法人税法上の「**交際費**」に該当します。

なぜなら、特定の者のみへの慰労だからです。

法人税法では「交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のために支出するものをいう」と定められています。

では交際費とはどのようなものを指すのでしょうか。法人税法で定められている「交際費等」ですが、一般的に交際費と聞いてイメージされる内容よりも相当に広い範囲となっています。

まず、その支出先の範囲ですが「その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等」の“等”には社内の人も含まれます。したがって、その支出先には、取引先の方だけではなく役員・従業員・株主も含まれることとなります。

次に、支出の形態ですが「その他これらに類する行為のために支出するもの」となっていますので、今回の場合の飲食代は当然「交際費等」に該当しますが、飲食店までタクシーで往復した場合のタクシー代や、車で向かった場合の駐車料金なども会社で負担した場合には、その金額も「旅費交通費」ではなく「交際費等」に含まれることとなります。

法人（期末の資本金の金額が1億円以下の法人）が交際費として経理した金額は、法人税の計算上、その金額の90%までしか損金として計算されません（限度額は600万円となっていますのでその年度に支出した交際費等の金額が600万円を超える場合には、その超える部分の金額はその全額が損金として計算されません）。つまり、残りの10%は課税の対象となるため、その年度の所得に加算されて法人税の額が計算されることとなります。



* ちなみに、忘年会など社内で飲み会を開くような場合については、「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用」として、交際費等から除かれることとなっていますので「福利厚生費」となります。なお、「福利厚生費」として経理処理する場合には、ご質問にあるような特定の従業員の方のみではなく、「全ての従業員の方におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用」であることがポイントとなります。

所長の登山日記



登山日

2010年3月27日



山名

千葉県南房総市

烏場山（からすばやま標高265㍍ 新日本100名山50座目）



日記

東京の出張のついでに、確定申告疲れを癒すべく、そして最近山登りをしていないため足慣らしの意味も込めてこの山を選びました。

3月27日の早朝、知己の自宅を出発。電車乗り換えて午前9時40分に和田浦という駅に到着。東京近郊といえども田舎の匂いがする南房総の地を歩きました。中高年の登山アイドルだとも言われている岩崎元郎が各県に一座を入れようとして、標高の高い山がない千葉県（高い山でも愛宕山標高408㍍）で選んだのがこの烏場山でした。標高はわずか265㍍ですが、太平洋の壮大な景色と山桜がちょうど見ごろでした。流石に新日本100名山に選ばれるだけ、面白い山でした。



詳しくはブログをみてね。

<http://isaoyamanobori.blog74.fc2.com/>



アクセス

《花嫁街道入り口》 JR内房線和田浦駅からタクシーで5分

花嫁街道ハイキングコースの登山口 JR内房線和田浦駅から約4.4km北側地点のハイキングコース内に位置します。房総の山々、清澄山、嶺岡・経塚山・御殿山・伊予ヶ岳などが見えます。伊豆半島、日本の象徴富士山、伊豆大島なども見え南房総でもっとも人気の高いコースです。